令和５年度秋田県留置施設視察委員会の活動状況について	令　和　６　年　３　月
１　委員会の任務	刑事収容施設法に基づき、警察からの情報提供、留置施設の視察及び被留置者との面接により、留置施設の実情を把握し、留置業務管理者に対して留置施設の運営に関する意見を述べる。
２　視察委員	委員　弁護士　　（秋田弁護士会推薦） 委員　栄養士　　（秋田県栄養士会推薦） 委員　医師　　（秋田県医師会推薦） 委員　公認心理士（秋田県公認心理士・臨床心理士協会推薦）
３　視察月日及び視察施設	７月31日（月）　委員２人　大仙署、横手署 ８月１日（火）　委員３人　秋田臨港署、由利本荘署 10月17日（火）　委員２人　大館署、北秋田署 10月24日（火）　同上　　能代署 11月１日（水）　同上　　秋田東署 １月15日（月）　委員４人　秋田中央署
４　被留置者との面接状況	８月１日（火）　委員２人　男性被留置者 １月15日（月）　同上　　男性被留置者
５　委員の意見及び措置	(1)　処遇関係について ア　朝食の牛乳を野菜ジュースに代えたり、果物をプラスするなどして野菜不足を補ってほしい。 イ　夏の暑い日などは、週２回以上の入浴対応を考えてほしい。 ウ　抗原検査の結果が陰性でも、熱等の症状がある場合は注意を払ってほしい。 (2)　施設関係について ア　脱衣所を清潔に保ってほしい。 イ　掲示している「遵守事項」を全ての居室から見えるようにしてほしい。 ウ　留置施設内の臭いの対応をしてほしい。 (3)　勤務環境について 閉鎖空間なので、被留置者及び勤務員の心のケアに努めてほしい。 (4)　措置 ア　バランスの取れた食事になるよう業者に依頼した。 イ　必要であれば入浴日以外のシャワー浴を考慮する。 ウ　被留置者の健康状態を日々確認する。 エ　衛生状態に配意した対応を継続する。 オ　「遵守事項」が全居室から見えるよう掲示を工夫した。 カ　臭気対策として換気や消臭剤の使用を検討する。